

## 第 30 回コーデックス総会 (CAC) 結果概要

## 1 開催日及び開催場所

平成 19 年 7 月 2 日 (月) ～7 月 7 日 (土)

ローマ (イタリア)

## 2 参加国及び国際機関

122 カ国、EC 及び 40 国際政府・非政府機関が参加

## 3 我が国からの出席者

厚生労働省大臣官房参事官	中林 圭一
内閣府食品安全委員会事務局評価課 調整官	猿田 克年
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	池田 千絵子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官	福島 和子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 指導係長	前田 隆弘
厚生労働省医薬食品局食品安全部 参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局国際基準課 課長補佐	宮廻 昌弘
農林水産省消費・安全局国際基準課 食品規格係長	竹下 陽子
テクニカルアドバイザー (社)日本食品衛生協会	林 新茂

主要議題は以下のとおり。

第 30 回コーデックス総会結果報告

○第 3 章：コーデックス規格と関連文書

議題 5. Part1 ステップ 8、5/8 及び 5（迅速化手続き）の規格案及び関連文書

<汚染物質部会（CCCCF）>

事項	概要	審議結果
缶詰食品及び缶詰飲料中のスズの最大基準値案	缶詰飲料中のスズについて 150 mg/kg、その他の缶詰食品中のスズについて 250 mg/kg の最大基準値案の最終採択が諮られたもの。	EC は、現行の最大基準値案では、影響を受けやすい集団においては、JECFA が設定した PTWI を超過する恐れがあること、また、GMP 等により更に低い基準値を設定することも可能であるとして留保を示したが、原案どおり採択された。 我が国から、GSCTF スケジュール I において、個別食品規格由来の缶詰食品中のスズの最大基準値を削除する必要がある旨提案したところ、コーデックス事務局より、今回採択された最大基準値により個別食品規格由来の最大基準値は置き換えられる、また、今回採択された個別食品規格の様式の修正（汚染物質のセクションにおいて GSCTF 等を直接引用する）に従って、順次、個別食品規格の汚染物質セクションの整理を行う旨、回答がなされた。
ワイン中のオクラトキシン A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案	ワイン中のオクラトキシン A 濃度が顕著な地域において適用される、ぶどう栽培、ワイン製造工程等におけるオクラトキシン汚染の防止・低減のための実施規範原案の最終採択が諮られたもの。	英語版に編集上の修正がなされた上、採択された。

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	審議結果
GSFA の食品添加物条項案及び原案	GSFA に規定する 20 の甘味料及びその他の添加物（Acesulfame potassium, Alitame, Aspartame, Benzoyl peroxide, BHA, BHT, Castor oil, Cyclamates, DATEM, EDTAs, Neotame, Polydimethylsiloxane, Polysorbates, Polyvinyl alcohol, Propylene glycol esters of fatty acids, Quillaia extract, Saccharin, Sucralose, Sulphites, TBHQ）条項の最終採択が諮られたもの。	キューバが Alitame の条項について留保を示したが、原案どおり採択された。これら添加物条項の採択により、GSFA と個別食品規格の間に生じる不整合については、現時点では修正作業を行わず、まずは GSFA の完成を優先すべきとした第 59 回執行委員会の勧告が承認された。
食品添加物の国際番号システム修正原案	JECFA による評価が終了した食品添加物等に国際番号を割り当てるもの。	特段の議論なく、採択された。コーデックス事務局に対して、今回の採択により生じた INS の修正を個別食品規格の添加物条項に反映させる作業を実施するよう、依頼がなされた。
第 67 回 JECFA から提起された食品添加物の同一性及び純度の規格	第 67 回 JECFA で決定した新規・改訂食品添加物の規格の承認及び JECFA 規格とコーデックス規格において違いがある規格についての見直し。	特段の議論なく、採択された。

<魚類・水産製品部会（CCFFP）>

事項	概要	審議結果
魚類及び水産製品に関する取扱規範原案（コーティングされた急速冷凍製品、塩蔵魚、関連する定義）	「魚類及び水産製品に関する取扱い規範原案」の衣（バター）やパン粉でコーティングされた急速冷凍水産製品の項（§10）のうち、貝及びエビの加工処理に関するセクション（§10.4 及び 10.5）、塩蔵魚類に関する定義（§2.7）及び塩蔵魚類の加工に関するセクション（§11）について、ステップ 5/8 で採択することが諮られたもの。	CCFH から提案された修正を加えた上で、採択された。

イワシ及びイワシ類缶詰製品規格の修正原案（新魚種追加）	チリから提案されていた、ペルー近海で漁獲される <i>Clupea bentincki</i> を製品の定義に示された魚種リストに追加すること、また、上記規格の表示セクション：Name of food（食品名）について、魚種の標記を“X Sardine”（“X”は製品が販売される国の法律及び習慣に従い、国名、地理的な区域、魚種名または魚種の一般的な名称、あるいはこれらの組み合わせ）とすることについて、ステップ 5（迅速化手続き）で採択することが諮られたもの。	ペルー及びモロッコより、関係者のこれまでの協力に対して謝意が述べられた上で、原案どおり採択された。
-----------------------------	---	---

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	審議結果
食用ぶどう規格案及び原案	熟度要件及び房の最小重量の規定をステップ 5/8、その他の部分をステップ 8 で採択することが諮られたもの。	熟度要件について、種類、地域による差を反映していないと、米国が留保を示したが、原案どおり採択された。

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要	審議結果
卵及び卵製品の衛生実施規範改訂案	FAO/WHO による卵中の <i>Salmonella</i> 属に関するリスク評価の結果等、最近の科学的知見に併せて改訂された「卵及び卵製品の衛生実施規範」について、最終採択が諮られたもの。	特段の議論なく、採択された。
調理済み食品中の <i>L. monocytogenes</i> の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン案	調理済み食品中の <i>L. monocytogenes</i> を管理する場合に特に必要となる製造から消費までに関する食品衛生上の原則を述べたガイドラインについて、最終採択が諮られたもの。	文書のタイトルに“Ready-to-eat”を追加するとともに、セクション 9.3「表示」に、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」を引用する修正を加えた上で、採択された。

微生物学的リスク管理 (MRM) の実施に関する原則及びガイドライン案	本原則及びガイドライン案は、第27回総会が2004年に定義を採択した食品安全目標値(FSO)、達成目標値(PO)、達成規準(PC)等の概念を取り入れ、微生物学的リスク評価の結果を活用した、リスク管理の実施方法について討議しているもの。FSO等の新しい概念に関する記述を除く本体部分及びリスクプロファイルに含むべき事項の例示の部分のみ、最終採択が諮られたもの。	特段の議論なく、採択された。
-------------------------------------	---	----------------

<食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要	審議結果
公的証明書の一般的様式及び証明書の設計、作成、発行及び使用に関するガイドラインの改訂原案	電子証明などの新たな技術の位置付けを行うほか、証明書の偽造や無効な証明書についても取り上げるとともに、荷口ごと以外にも、出荷施設リストに基づく一括証明方法などについても取り上げている。ステップ5/8で採択することが諮られた。	各国からの書面によるコメントを受けて、タイトルから「一般的様式」を削除した他、パラグラフ18及び34について内容を明確化する修正を加えた上で採択された。

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン付属書2：表3（使用可能な食品添加物の表）の修正案	GSFAの改訂作業を反映させた表の修正。	特段の議論なく、採択された。

<油脂部会 (CCFO) >

事項	概要	審議結果
ファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格案	脂肪分10%以上90%以下のスプレッドの規格案。マーガリンは含まれるがバター及びデリースプレッドは含まない。第19回CCFO（2005年）で合意されなかった食	CCFA及びCCMASの勧告に基づく修正を加えた上で採択されたが、CCFOは、JECFAのアナトー抽出物に関する新たな毒性学的

	品添加物条項が、第 20 回 CCFO (2007 年) で合意され、最終採択が諮られたもの。	な勧告に従い、アナトー抽出物の基準値を見直すこととされた。
--	---	-------------------------------

<一般原則部会 (CCGP) >

事項	概要	審議結果
加盟国が適用する食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案	作業部会 (2006 年 9 月) での検討を経て 24 回 CCGP で検討され、いくつか修正がなされた上でステップ 5/8 で採択することが諮られたもの。	ステップ 6 で再度意見を求めるべきとする意見 (主として中南米) と、今次総会での最終採択を望む意見 (エジプト、スイス、ケニア、オーストラリア、カナダ、EC、カメルーン、ジャマイカ、韓国、フランス、米国) とに分かれたが、最終的にステップ 5/8 で採択された。 コスタリカ、メキシコ、パラグアイ及びタイは、ステップ 6, 7 を省略するとの決定に対して留保を示した。また、アルゼンチン、コスタリカ、パラグアイ及びタイは、パラグラフ 12 の第 1 文 (「予防措置はリスク分析に固有の要素である。」) について留保を示した。 また、総会の議論とは直接関係無いが、チリ、メキシコ、パラグアイ及び南アフリカは、全てのメンバーが参加していない作業部会における審議結果を重視した CCGP の方針そのものについて留保を示した。

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	審議結果
乳児用調製粉乳及び特殊医療	通常の乳児用調製粉乳 (セクション A)、特殊医療を目的	アルギニン酸については、単なるミスによ

<p>を目的とした乳児用調製粉乳規格改訂案</p>	<p>とした乳児用調製粉乳（セクション B）の両方を最終採択するよう総会に諮られたもの。</p>	<p>り記載されていたことから削除することで合意された。 また、コートジボワール、WHO 等から、「衛生」のセクションにおいて、WHO が公表した「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」を引用するよう提案がなされたが、これについては現在 CCFH において、調製粉乳の衛生実施規範の改訂作業中であるため、この作業において WHO のガイドラインを十分考慮するよう注意を促すこと、また、CCFH の改訂作業が終了した段階で CCNFSDU が本規格を再検討することを確認した上で採択された。</p>
---------------------------	--	---

<加工果実・野菜部会（CCPFV）>

事項	概要	審議結果
<p>果実・野菜漬物規格案</p>	<p>果実・野菜を自然発酵あるいは酸化剤とともに、貯蔵し、製造された酸味のある、または酸性化製品の規格案。キュウリの漬物及びキムチは除外されている。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>
<p>加工トマト濃縮物規格案</p>	<p>トマトピューレ及びトマトペーストの規格案。トマトソース、チリソース、ケチャップなどの加工度の高い製品は含まない。</p>	<p>キューバ、エジプトが留保を示したが、原案どおり採択された。</p>
<p>トマト貯蔵製品規格案</p>	<p>トマト缶詰などの包装されたトマトの貯蔵製品の規格案。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>
<p>かんきつ類缶詰規格案</p>	<p>グレープフルーツ、マンダリンオレンジ、スウィートオレンジ類、プメロの缶詰製品の規格案。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び原案	第 39 回 CCPR で審議された 20 農薬の MRL 案について最終採択を諮られたもの。	<p>EC 及びノルウェーから、Indoxacarb (216) の MRL の採択について強い反対がなされたが、WHO より、Indoxacarb については 2006 年に JMPR が再評価を実施し、前回の評価結果を維持するとの結論を下しており、その旨第 39 回 CCPR にも報告済みであるとの説明がなされた。</p> <p>総会は、CCPR の報告書から漏れてしまっていた Boscalid (221) の MRL については除外する旨注釈を付けた上で、原案を採択した。</p> <p>EC 及びノルウェーは、Endosulfan (32), Pirimicarb (101), Propamocarb (148), Fenprothrin (185) 及び Pyraclostrobin (210) の MRL について留保を示した。</p>

Part2. 採択に掛けられる規格及び関連文書

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	審議結果
規格案・原案に含まれている分析法	<p>果実・野菜漬物規格案、加工トマト濃縮物規格案、トマト貯蔵製品規格案、かんきつ類缶詰規格案、コチュジャン規格原案、活及び生鮮二枚貝類製品規格原案、ファットスプレッド及びブレンドスプレッド規格案及び名前のついた植物油規格修正案：米ぬか油で規定されている分析法。</p> <p>油脂規格、ココアバター規格、栄養表示のガイドライン</p>	<p>ブラジルが、CCPFV からの 4 規格の分析法及び油脂規格の分析法の更新について留保を示したが、原案どおり採択された。</p>

	分析法に規定されている分析法の更新。	
--	--------------------	--

### Part3.総会で保留されていた規格及び関連文書

#### <食品残留動物用医薬品部会（CCR VDF）>

事項	概要	審議結果
牛ソマトロピン（BST）の最大残留基準値（MRL）案	BSTの最大残留基準値案については、第50回JECFAの評価結果に従って設定されたMRL案を採択すべきとする意見と、other legitimate factor（その他の正当な要因）を考慮して、そもそも成長ホルモンについてMRLを設定すべきでないとする意見に分かれ、第23回総会（'99）においてステップ8で保留されたまま現在に至る。	本規格案が長期間ステップ8に留め置かれているという特異な状況について懸念を示す意見がいくつかの国から述べられ、何らかの手続きを策定すべきとの提案もなされたが、前回総会以降、メンバー国から本件に関して具体的な要請がなされていないことから、今次総会においても内容については議論されず、引き続きステップ8に留め置かれることとなった。

#### <乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	審議結果
個別チーズ規格案及び原案（チェダー、ダンボ、エダム、ゴータ、ハヴァーティ、サムソー、エメンタール、ティルシター、セントポーリン、プロボローネ、カッタージチーズ、クロミエ、クリームチーズ、カマンベール、ブリー、モッツァレラ）	左記の規格案・原案中の原産国（製造国）表示規定に関し、再度食品表示部会で検討することが、第29回総会において決定されたもの。 第35回食品表示部会（2007年4月）で、原産国表示規定を含んだ規格案を原案通りステップ8に進めることが合意された。	エメンタール以外のチーズ規格については、特段の議論なく採択された。 エメンタールについては、スイスが、スイスを歴史的な発祥国として脚注に追加するようCCFLで提案したが考慮されなかったため、再度CCFLに戻して検討すべきと提案したが、他に支持がなかったため、議長は改訂案を採択すると決定した。 スイスがこの決定に強く反対したため投票となり、スイス提案は賛成23、反対70（棄

		権 11) で却下され、議長の決定どおり、改訂案が採択された。
--	--	---------------------------------

## 議題 6. ステップ 5 の規格原案及び関連文書

### < 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	対処方針
香料の使用に関するガイドライン原案	香料をコーデックスシステムに取り込むため香料の使用のガイドラインを策定している。 部会で合意が得られなかったセクション 4 : Biologically Active Substances (生物学的活性物質) 及び付表 A&B 以外の部分について、予備採択することを総会に諮られたもの。	特段の議論なく、採択された。

### < アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要	審議結果
コチュジャン規格原案	コチュジャンの規格原案。第 15 回 CCASIA (2006 年) において、ステップ 5 で総会に諮り、ステップ 6 以降は、穀物豆類部会 (CCCPL) で作業を進めるよう勧告することに合意された。	韓国がステップ 6 から国際規格として検討するよう求めたが、議題 12b) 提案 8 の議論の後に再度検討されることとされた。議題 12b) の後に検討したところ、第 59 回執行委員会の勧告を受け入れることを韓国が表明したため、原案はステップ 5 で採択されるとともに、ステップ 8 まで地域規格として策定されることとされた。
朝鮮人参規格原案	食品用の朝鮮人参の規格原案。第 15 回 CCASIA (2006 年) において、ステップ 5 で総会に諮り、ステップ 6 以降は、加工果実・野菜部会 (CCPFV) で作業を進めるよう勧告することに合意された。	